

## (8) 同和地区解放会館条例

制定 昭四五・三・三一条例一八

最近改正 昭五二・九・二九条例三九

大阪市同和地区解放会館条例を公布する。

大阪市同和地区解放会館条例

(設置)

第一条 本市に同和地区解放会館（以下「館」という。）を設置し、その名称及び位置は、別表のとおりとする。

### (目的)

第二条 館は、基本的人権尊重の精神に基づき、同和地区住民（以下「地区住民」という。）の社会的、文化的、経済的生活の向上を図り、同和地区のすみやかな解決に資することを目的とする。

### (事業)

第三条 前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

(1) 同和地区問題の調査、研究及び啓蒙に関すること。  
地区住民の各種講習、相談及び指導に関すること。

(2) 地区住民の自主的、組織的活動の促進に関すること。

(3) 地区住民並びに関係機関及び団体との連絡調整に関すること。

(4) 地区住民が必要と認める事業。

### (使用の許可)

第四条 館の施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

### (使用の制限)

第五条 次の各号の一に該当するときは、使用を許可せず、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用を停止することがある。

(1) 第二条の規定の趣旨に適合しないと認められるとき。

(2) 第二条の規定の趣旨に適合しないと認められるとき。

(3) 第二条の規定の趣旨に適合しないと認められるとき。

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭四九・四・一条例四二、昭四九・七・

二二施行、告示二六四）抄

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭四九・五・二五条例五一、昭四九・七・

二二施行、告示三八九）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭五〇・三・一九条例七、昭五〇・五・

一施行、告示二五三）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭五〇・一一・一二・二二条例六二、昭五〇・

一二・二五施行、告示六九九）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭五一・一一・一八条例八七、昭五一・

二・一施行、告示四九）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭四五・四・一一施行、公示一五九）抄

一、この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭四六・一〇・一条例二一）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭四七・五・二〇条例三四、昭四七・

一〇・二施行、告示五七九）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭四八・一二・一〇条例五五）

### 別表

## (9) 大阪府解放会館連絡協議会会則

### (名称及び事務所の場所)

第一条 本会は大阪府解放会館連絡協議会といい、事務所を大阪府同和地区総合福祉センター内におく。

### (目的)

第二条 本会は基本的人権尊重の精神に基づき、解放会館事業の推進発展のため、大阪府の解放会館（隣保館）と同和事業促進協議会との有機的連携を強化し、真に部落解放のセンターとして、部落問題の解決に資することを目的とする。

### (構成)

第三条 本会は、前条の目的に賛同する大阪府の解放会館（隣保館）で構成する。

### (事業)

第四条 本会は、その目的を遂げるため、次の諸事業を行なう。

- ① 解放会館活動推進のための調査研究
- ② 解放会館活動推進のための連絡並びに交流
- ③ 解放会館活動推進のための研修
- ④ その他、目的達成のために必要な事業

### (役員)

第五条 本会に次の役員をおくる。

- ① 会長 一名
- ② 副会長 若干名
- ③ 監査二名
- ④ 会計 一名
- ⑤ 事務局長 一名
- ⑥ 幹事 若干名

第六条 任期は一年とし、但し再任は妨げない。

役員は総会で選ばれる。

補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

### (役員の職務)

会長は本会を代表し、会務を総括する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時、又は

欠けた時は、その職務を代行する。

会計は本会の会計事務を行なう。

事務局長は、本会の実務を総括する。

幹事は、本会の運営にあたる。

### (協議委員)

第七条 本会構成の各解放会館（隣保館）より次の代表を推せんし、総会で承認をうけ協議委員となる。

- ① 館代表 一名

### 名 称

大阪市立浪速同和地区解放会館  
大阪市立加島同和地区解放会館  
大阪市立南方同和地区解放会館  
大阪市立日之出同和地区解放会館  
大阪市立飛鳥同和地区解放会館  
大阪市立生江同和地区解放会館  
大阪市立両国同和地区解放会館  
大阪市立浅香同和地区解放会館  
大阪市立住吉同和地区解放会館  
大阪市立矢田同和地区解放会館  
大阪市立平野同和地区解放会館  
大阪市立西成同和地区解放会館  
大阪市立西成同和地区解放会館  
津守分館

### 位 置

大阪市浪速区浪速町東1丁目  
大阪市淀川区加島1丁目  
大阪市東淀川区南方町  
大阪市東淀川区西淡路町1丁目  
大阪市東淀川区山口町  
大阪市旭区生江3丁目  
大阪市旭区清水5丁目  
大阪市住吉区杉本町  
大阪市住吉区帝塚山東6丁目  
大阪市東住吉区矢田矢田部町本通7丁目  
大阪市平野区平野市町3丁目  
大阪市西成区中開3丁目<sup>3</sup>  
大阪市西成区北津守2丁目